

## 「装置型式指定規則」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

### 1. 背景

我が国の自動車の安全対策については、交通政策審議会の「今後の車両安全対策のあり方に関する報告」（平成 23 年 6 月）に基づき、今後取り組むべき車両安全対策の諸課題について、「車両安全対策検討会」において、検討を行っているところです。

今般、平成 24 年 11 月 1 日に開催された「平成 24 年度第 2 回車両安全対策検討会」において、特定のバスに対して衝突被害軽減制動制御装置（以下「衝突被害軽減ブレーキ」という。）を義務付けることが合意されました。

また、我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和及び認証の相互承認を推進するため、平成 10 年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的な採用を進めているところです。

二輪車の騒音基準の国際調和については、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において議論が進められており、日本からも国際調和及び認証の相互承認を推進するため、議論に積極的に参加し、「騒音防止装置協定規則（第 41 号）」が改訂されました。

また、平成 24 年 4 月の中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について（第二次答申）」において二輪車の加速走行騒音対策について「騒音防止装置協定規則（第 41 号）」を導入することが答申されました。

このほか、平成 24 年 6 月に開催された UN/ECE WP29 第 157 回会合において、協定規則のうち、我が国が既に採用している「ドアラッチ・ヒンジに係る協定規則（第 11 号）」などの改訂が承認されており、平成 25 年 1 月 27 日にこれらが発効される予定となっています。

上記への対応にあたり、「装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）」（以下「細目告示」という。）等を改正することとします。

### 2. 改正概要

#### （1）保安基準及び細目告示の改正

- ① 衝突被害軽減ブレーキ（細目告示第 15 条、第 93 条、第 171 条、別添 113 関係）  
以下のとおり改正します。

##### 【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有するものを除く。）であって車両総重量が 5 t を超えるもの

##### 【改正概要】

- 衝突被害軽減ブレーキを備える場合は、別添 113 「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に適合しなければならないこととします。
- 加えて、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有する自動車を除く。）であり、かつ、車両総重量が 12 t を超えるものにあっては、適用時期以降、別添 113 「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」に定める基準に適合する衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととします。

**【適用時期】**

新型車：

対 象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有する自動車を除く。）であって車両総重量が 12 t を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準適合義務：施行日以降</li> <li>・ 装着義務：平成 26 年 11 月 1 日以降</li> </ul>
適用範囲のうち、上記以外の自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準適合義務：施行日以降</li> </ul>

継続生産車：

対 象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車（立席を有する自動車を除く。）であって車両総重量が 12 t を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準適合義務：施行日以降</li> <li>・ 装着義務：平成 29 年 9 月 1 日以降</li> </ul>
適用範囲のうち、上記以外の自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準適合義務：施行日以降</li> </ul>

- ② 騒音防止装置（細目告示第 40 条、第 118 条、第 196 条、第 252 条、第 268 条、第 284 条関係）

「騒音防止装置協定規則（第 41 号）」の採用に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 二輪自動車（側車付二輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び二輪の原動機付自転車（総排気量が 50cc を超えるもの又は最高速度 50km/h を超えるものに限る。）（以下「二輪車」という。）

**【改正概要】**

- 加速走行騒音試験法について、騒音防止装置協定規則に定める加速走行騒音試験法を導入します。
- 規制値について、下表に示す騒音防止装置協定規則の規制値とします。

車両区分	規制値
PMR※が 2.5 以下のもの	7.3 dB
PMR が 2.5 を超え、5.0 以下のもの	7.4 dB
PMR が 5.0 を超えるもの	7.7 dB

※ PMR(Power to Mass Ratio)の算出方法

$$PMR = \text{最高出力 (kW)} / (\text{車両重量 (kg)} + 75\text{kg}) \times 1000$$

- PMR が 5.0 を超える車両に追加騒音規定を新たに導入します。
- 近接排気騒音試験法について、騒音防止装置協定規則に定めるものを導入します。
- 定常走行騒音規制を廃止します。

**【適用時期】**

- 新たに型式の指定等を受ける二輪車（輸入車を除く。）にあつては、平成 26 年 1 月 1 日以降
- 上記以外の二輪車にあつては、平成 29 年 1 月 1 日以降

③ 乗降口（細目告示第 35 条、第 113 条、第 191 条関係）

「ドアラッチ・ヒンジに係る協定規則（第 11 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）の乗降口に備える扉及び当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗員が車外放出されるおそれがある扉

【改正概要】

- 現行、乗降口に備える扉について協定規則第 11 号の技術的な要件を適用しておりますが、乗員が乗降口として使用しない扉であっても、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗員が車外放出されるおそれがあるとして協定規則第 11 号の技術的な要件を適用することとします。

《参考図》協定規則第 11 号の技術的な要件の適用対象



【適用時期】

適用範囲のうち、以下の適用時期に新たに製作される自動車：

対象	適用時期
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車	平成 27 年 1 月 27 日以降
貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 t 以下の自動車	
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人の自動車	平成 30 年 1 月 27 日以降
貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 t を超える自動車	

④ 年少者用補助乗車装置等（細目告示第 32 条、第 110 条関係）

「年少者用補助乗車装置に係る協定規則（第 44 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 年少者用補助乗車装置

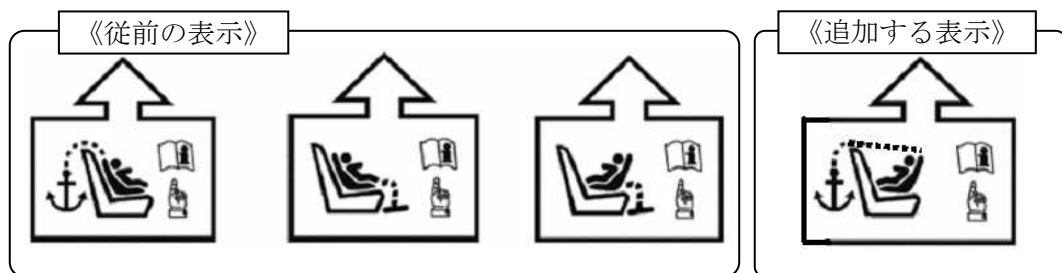
【改正概要】

- 年少者用補助乗車装置本体に表示する警告表示ラベル\*の様式を変更します。  
※エアバッグを備えられた助手席に、後向きの年少者用補助乗車装置を装着しないようにする表示

《変更後の表示》



- 年少者用補助乗車装置本体に表示する取付方法等の表示ラベルの様式に、トップテザーを備えた後向き年少者用補助乗車装置を取り付ける場合の表示を追加します。



【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑤ 乗用車用空気入タイヤの技術基準（細目告示別添 3 関係）

「乗用車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第 30 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用範囲】

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人未満のもの及び車両総重量が 3.5t 以下の被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ

- 別添 4「トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準」1.ただし書の適用を受ける自動車に備えるタイヤ  
※従前と変更はありません。

**【改正概要】**

- 用語の定義として「一般道路用タイヤ」、「特殊用途タイヤ」、「プロフェッショナルオフロードタイヤ」を規定し、性能要件等について定めます。
- 「補強」の定義について、具体的条件を明確化します。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

- ⑥ トラック、バス及びトレーラ用空気入タイヤの技術基準（細目告示別添 4 関係）  
「商用車の空気入ゴムタイヤに係る協定規則（第 54 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）及び車両総重量が 3.5t を超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ（80km/h 未満の速度に対応する速度区分によって識別されるものを除く。）

※従前と変更はありません。

**【改正概要】**

- 用語の定義として「プロフェッショナルオフロードタイヤ」を規定し、性能要件等を定めます。
- 「特殊用途タイヤ」の構造要件を規定します。
- タイヤの分類方法として「タイヤクラス」を定義します。

**【適用時期】**

- 施行日より適用します。

- ⑦ 乗用車の制動装置の技術基準（細目告示別添 12 関係）  
「乗用車の制動装置に係る協定規則（第 13H 号）」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

**【適用範囲】**

- 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員 10 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 25km/h 以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）及び車両総重量が 3.5t 以下の貨物自動車（細目告示第 15 条第 2 項ただし書き及び第 93 条第 2 項ただし書きの規定を適用するものに限る。）に備える制動装置

※従前と変更はありません。

**【改正概要】**

- 電気式制御伝達装置をもつ主制動装置について、始動スイッチをオフした後の性能要件を明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

⑧ その他

その他、協定規則において、誤記訂正、項目の整理等に伴う改訂がなされたので、細目告示についても同様に所要の改正を行うこととします。

## (2) 装置型式指定規則の改正

「騒音防止装置協定規則（第 41 号）」の採用に伴い、相互承認（外国政府の認定を受けている場合、型式指定を受けたものとみなすこと）の対象となる特定装置を装置型式指定規則に追加等するため、第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）等の改正を行うこととします。

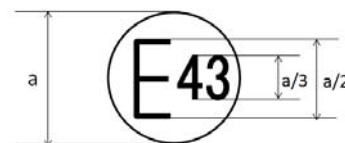
【改正概要】

- 第 5 条（指定を受けたものとみなす特定装置）関係

- ・ 二輪車の「騒音防止装置」であって騒音防止装置協定規則に基づき認定されたものについて、型式指定を受けたものとみなすこととします。

- 第 6 条（特別な表示）関係

- ・ 第 3 号様式に定める表示方式（右記）については、「騒音防止装置」は  $a \geq 8$  とします。



単位：ミリメートル

## (3) その他

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示」及び「装置型式指定規則第五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示」について所要の改正を行うこととします。

## 3. スケジュール

公布：平成 25 年 1 月 25 日

施行：平成 25 年 1 月 27 日

※UN規則文書（原文）につきましては次のとおりです。

[http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap\\_jun12.html](http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_jun12.html)